

**社会保障審議会児童部会
新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会
第2回新たな児童虐待防止システム構築検討
ワーキンググループ**

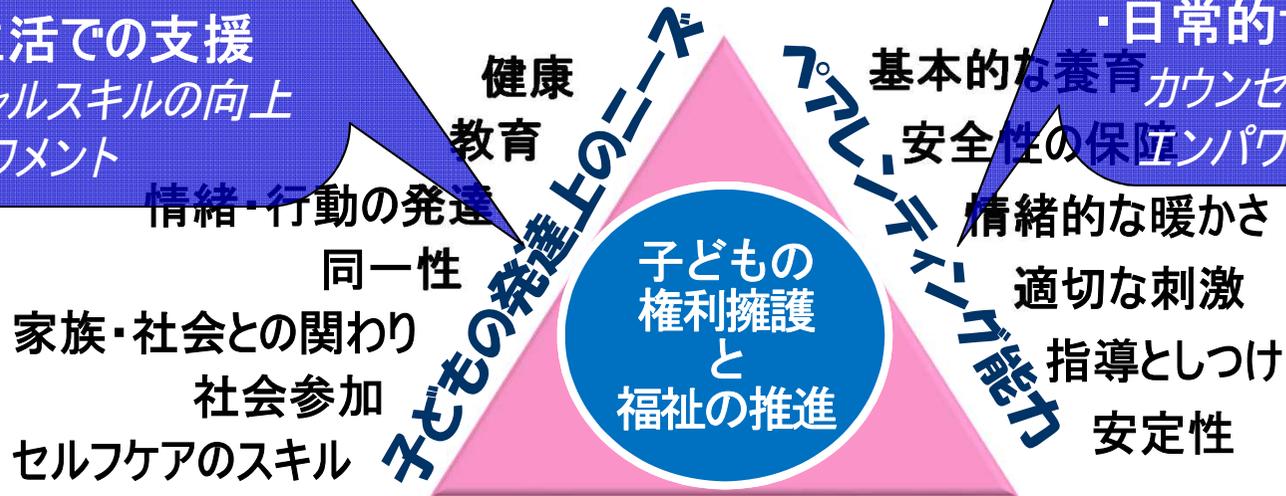
子ども達の“そだち”を応援する＝発達する権利を保障する

子どもへの直接的な 治療教育的支援

- ・専門機関による支援
心理療法、SSTなど
- ・日常生活での支援
ソーシャルスキルの向上
エンパワメント

保護者への直接的な 治療教育的支援

- ・専門機関による支援
スキルトレーニング
- ・日常的サポート



育ちを支える環境支援

- ・学校・保育所などの社会資源
- ・地域やNPOによる支援
- ・各種のソーシャルサービスの提供
家事支援、育児支援、就労支援、
生活保護など…ホームスタートetc.

家族・環境要因

社会的資源
社会との関わり
収入 就労 住居
拡大家族
家族史と家族機能

CAF: Common Assessment Framework
Department of Health, Department
of Education and Employment, and
Home Office, 2000
子どもの虹情報研修センター、イギリスにおける
児童虐待の対応視察報告書(2007)

子どもの“そだち”に関わる相談

- ・ 児童相談所も市区町村も同じ内容の相談を受けている
- ・ 相談の内容や対応方法によって仕分けが必要
- ・ 専門的治療を提供する役割、支援をコーディネートする役割など分業体制を作る
- ・ サービス提供は家族の身近なところで、専門性の高い支援はちょっと広域で

養護相談	・養護相談:親の事情(不在、経済的困窮など)で養育が困難、 虐待
保健相談	・保健相談:未熟児、虚弱児、疾患など
障害相談	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由相談:まひや運動機能の障害 ・視聴覚障害相談:目や耳の障害 ・言語発達障害等相談:構音、吃音などの言語機能の障害や発達障害 ・重症心身障害相談:肢体不自由・知的障害の重度の重複障害 ・知的障害相談:知的な障害、発達の遅れ、療育手帳 ・自閉症相談:
非行相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐ犯行為等相談:家出、乱暴、性的逸脱などの不良行為 ・触法行為等相談:触法行為で警察から通告、家裁からの送致
育成相談	<ul style="list-style-type: none"> ・性格行動相談:不活発、緘黙、家庭内暴力など性格や行動上の問題 ・不登校相談:登校、登園できない状態 ・適性相談:進学、就職などの進路 ・しつけ相談:幼児のしつけ遊びなど
その他の相談	

児相から虐待の初動対応を独立・進化させる

・二つの専門性

①子どもの安全についてのアセスメントと安全の確保

- ・ 調査権限の行使の裏打ち…警察の捜査の動きのように
- ・ 迅速に活動しようとする市区町村が進行管理しているような情報が必要

☆ 児童相談所から受理、調査・評価、判断・決定の部分を切り離し、全国统一基準で対応する機関を創設する…処遇決定は司法関与？

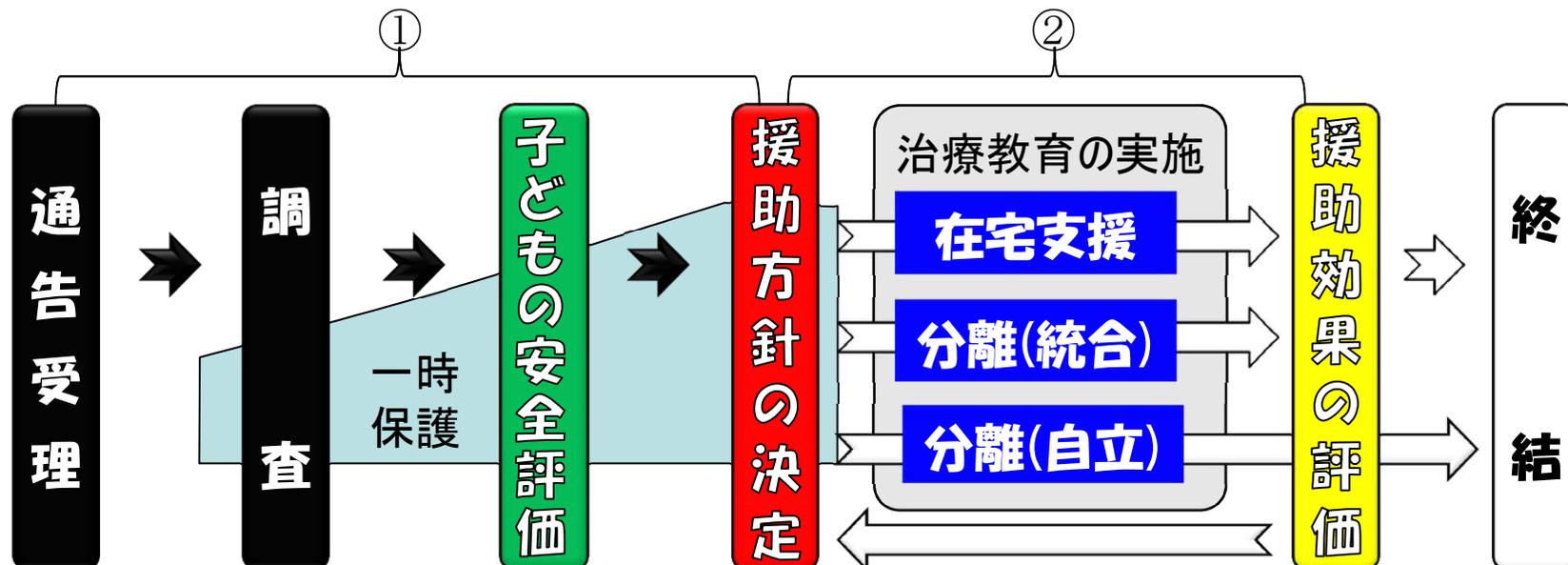
②継続的な専門的支援

- ・ 子どもの安全を最優先にした継続的な指導。ボトムライン(子どもの安全を脅かすような状況は認めない)を堅持した介入的な支援

☆ 児童相談所の職員配置の基準を明確に定め支援機関としての専門性を高める

☆ 市区町村が家族・家庭機能を支えるサービスメニューを用意する

施設などへの措置権はどうするのか？



虐待対応で課題と考えるところ

・ 受理・調査機関の中で、二種類の通告を扱う…部署を分ける？

①一般からの通告…確証が無くても

- ・ 受理機関が責任を持って調査をする必要がある
- ・ 内容によって、緊急度も異なれば、対応のスタンスも異なる

②公益的な機関ではすでに調査、安全評価、対応方針(通告)が検討されている

- ・ DV関連で、警察は通告する側になっているが、心理的虐待のみと判断している
- ・ 大きな病院は、院内での検討が行われているし、学校でも、保育園でも

・ 二種類の対応形態

①強制的な手法による調査と支援

- ・ 虐待対応に用いられる介入的対応形態

②合意によるアセスメントと支援

- ・ 一般的な従来型の相談支援の形態

・ 一時保護所の役割…分割した機関それぞれのツールとして

①緊急保護して安全を確保する(シェルター)、調査のために保護する(アセスメント)

②援助方針に基づいて一時保護所を利用する(トリートメント・トレーニング)

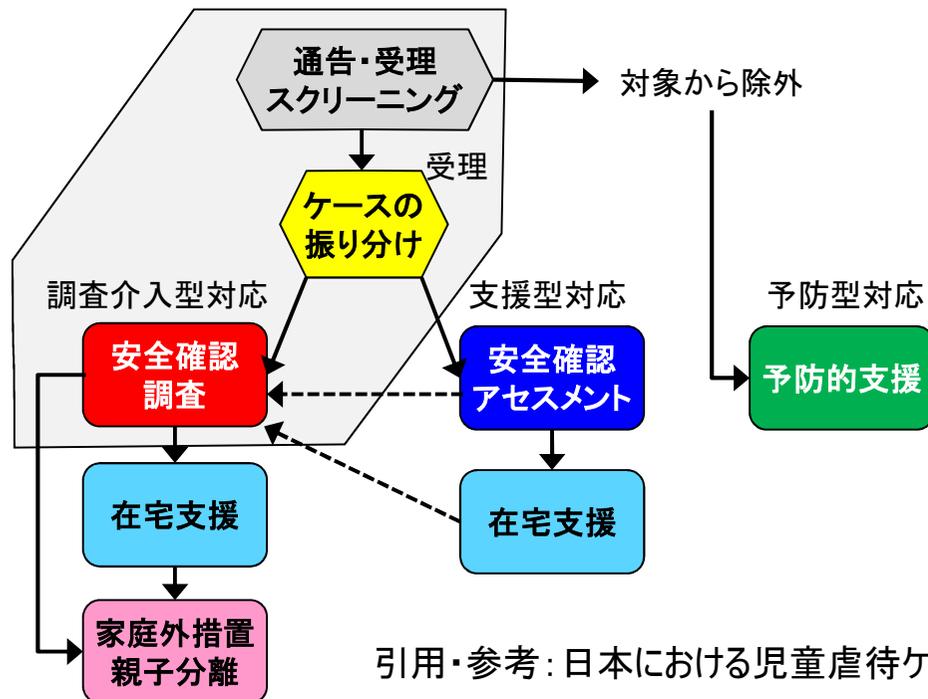
・ 介入後の子どものそだちを支え、保障する体制整備

・ 後の親との関係を気にして強行できない…親に頼らざるを得ない

- ・ 子ども達の思春期の荒れや、自立の難しさを社会が責任を持って支えられるのか

区分対応システム(Differential Response)

- **公権力が介入するためには証拠の提示が必要**
 - 調査を行って、虐待の有無を明らかにする必要がある(調査介入型対応)
- **さまざまな内容の通告に一律に対応することが難しい**
 - 対応ケースの増大に人的、財政的な問題から対応しきれない
 - 貧困・薬物依存・精神疾患・能力などに起因する家族問題
- **支援の方法に合わせた対応の工夫**
 - 現行の児童相談所、市区町村といった組織に当てはめるのではなく、家族への関与の方法によって振り分けるシステムを構築し、それぞれの対応型が機能するような組織を作っていく



システムを動かすためのルール作り

- 例えば
 - 振り分けでは、安全に対する緊急度、これまでの通告歴、ケースの特徴などの情報を利用する
 - 振り分けは、一定の条件満たす場合のみ支援型対応に振り分ける
 - 支援型対応を家族が拒否した場合、調査介入型に移行する場合がある

警察や司法がどこでどのように関与するのか

引用・参考：日本における児童虐待ケースに対する区分対応システムの開発的研究/畠山由佳子

課題への対応

・今後の検討のベース…広い視野で

- ・子どもの“そだち”に沿って、それぞれの時期の課題と支援を洗い出して、連続性のある支援のシステムを構築していく…自立・社会適応まで
 - ・現行のシステムのいいところは残して
 - ・進行管理という名のデータベース…必要情報を統一規格で整理できれば
 - ・虐待対応は、総合的な「子どもの“そだち”の応援システム」の一部に位置づけ…虐待少年への対応と同じような支援構造を保護者や子どもの支援体制として作れないか

・当面の対応として

・全国統一基準の設定

- ・アセスメントの共有…判断基準の明確化→対応は社会資源により異なってしまいが
- ・専門職員の質の確保…教育、研修など、資格要件を定める→待遇などの改善が前提

・職員の配置基準の充実・強化

- ・児童福祉法に所長や福祉司だけでなく、心理司も、保護所職員等も基準を明示
- ・市区町村の職員体制などの最低基準も提示
- ・一時保護所を被虐待児の安全の確保、非行児の再犯防止、集中的な治療教育などの目的別、年代別に再編

・ロードマップの提示

- ・児童相談所の相談支援機能を分割し、児童家庭相談体制を再編成する
- ・市区町村の児童家庭相談の充実…そうすれば児相が専門治療機能だけの機関に
 - ・例えば、障害相談・支援は、児者一貫で市区町村対応